

代議士、会計士を迎える議論を行う授業の実践 —消費税増税と消費税制度をテーマに（4年生、現代社会）—

橋本 渉
(東京大学教育学部附属中等教育学校・社会科)

1 概要

本稿は、中等教育学校4年生（高等学校1年に相当）、現代社会の授業で行った実践であり、シティズンシップ教育の一貫として、授業の構成を計画したものである。本校では、3年次に憲法学習として政治分野の学習を、4年次に経済分野の学習をそれぞれ行っている。

科研におけるシティズンシップ教育は、イギリスのバーナード・クリックが提唱するシティズンシップ教育を参考にした。それは、政治性を学びに反映させるものであり、現実の論争的課題を授業で取り上げる。その特徴は、世の中に存在する多様な意見を参考に、あるいは生徒の多様な意見を構築させ、議論を構築する形式をとる。中でも大きな特徴は、生徒が価値判断をさまざまな授業場面で行う機会を与え、そのための知識の収集、活用、さらには概念の構築とその修正がなされてゆく点にある。¹

これまで授業計画は、以上の特徴を持たせるように計画し、人権、司法あるいは政治制度、経済政策を扱ってきた。本稿の報告は、さらに実際社会で活動する人々を教室に招き、ともに政策について論議を行おうとした一連の授業について記述する。具体的には、消費税増税議論と消費税制度の課題とされるところをテーマとし、政治活動をする代議士と税制経理に詳しい会計士を教室に招いた授業である。消費税制度は、2014年4月に5%の税率から8%へと移行する。報告する授業は、2013年2月の公開授業で実施されたものであり、増税論議の最中にあった。

ここで報告する授業は、消費税の増税議論より、むしろ税制度のそのものの問題を中心に取り上げるが、単元全体では、後に示すように、税に関する諸制度は細部にわたるまで、政治的な意味が含まれていることを理解することを前提に、個々の課題について検討する際、税制度の本質的性格あるいはあり方（税負担の公平性の問題など）という、税制度に関する基本的な考え方を前提に理解されるべきである。国民が目指そうとする将来的な国の姿を財政のあり方の中に位置づけ、検討する力を養うことが、授業の到達点となる。

消費税増税の議論は、少子高齢化による福祉問題と財政赤字による財政問題という2つの問題と連関する。この問題は、福祉の恩恵を受ける高齢者の、現世代と将来世代の公平性を問う議論がある。詳しくは、世代間の負担に関する公平性を問う議論である。若者にとっては、負担と見返りのアンバランスに対する不安は切実なものである。他方、当時の民主党政権が財政の使途について無駄な支出を減らそうとしたが、この議論はインターネット上で公開され、いわゆる「仕分け作業」として話題を呼んだ。財政収支の歳入と歳出という両面からの議論が、社会全体で共有された国民の関心事となつたことは間違いない。

¹バーナード・クリック、関口正司監訳（2011）『シティズンシップ教育論—政治哲学と市民—』法政大学出版局。

ただ一方、後述するが、消費税制度そのものの見直しについては、あまり議論がなされない。消費税導入時に消費税制度の問題が指摘されていたことについて、国民はあまり記憶に残っていないだろう。日本における消費税制度は、最終消費者がこれを負担し、生産・販売を行う業者はこれを負担しない。最終消費者の消費税負担額は、商品ができるまでの製造・流通過程に存在する各業者によって納税される。この消費税制度には、幾つかの問題が指摘されている。その一つに、「見なし仕入れ率」による、事業者の仕入れ計算が実際の仕入れ計算を行わずに簡易的に算出できる方法をとった点がある。帳簿では、1年間の課税売上高を算出するばかりか、課税仕入高も計算しなければならない。消費税制度における「見なし仕入れ」の算出が実際の仕入れよりも多い場合、事業者の帳簿上、仕入れ時に負担した消費税額が実際よりも多く発生したことにできる。そのような事業者は「見なし仕入れ」を算出することで、帳簿の計算上の消費税負担額分を収入から補填することができる。そのため、当該事業者が仕入れの際に消費税を負担した金額と、帳簿上に計上される消費税負担の記載額の差が、「益税」と呼ばれる。

この「益税」は、消費者が税として支払ったという認識を持っているにもかかわらず、国庫には届いていないという実態としてとらえることができ、その問題をどのように考えるのかという課題、さらには消費税増税に伴う益税の拡大が懸念されていることについて、どのように考えるのかという課題である。

「益税」の発生は、消費税導入の際、どれほど消費者に周知されているのだろうか。この事実を知らされていなかったならば、社会的契約としては成立しえないものである。しかし、この状況は、消費税の納税者や、政治家、納税にかかる税理士、会計士にとっては周知の事実である。つまり、こうした制度を置くことと、この問題を議論することはどのような政治的意味が含まれるのかを検討することに他ならない。

報告する授業そのものは、消費税の現行制度で消費税増税は望ましいかを議論するものとして計画した。なお、税と歳出にかかる財政政策の諸問題は、経済政策の問題と少子高齢化にかかる諸課題の双方で扱った。本単元では、所得税制、消費税制の制度の本質的問題と時事問題を扱った。本単元は、それらを網羅した、全9回の連続した授業の中で構成した。

2 意義

パウロ・フレイレは、すべての言葉には、何らかの立場を反映する政治性が含まれていることを指摘した。²同様に私たちが構築する社会の制度にも、ある立場を支援または擁護する、あるいは複数の立場の利害のバランスの上に成り立つ。そのため、扱う事象や概念を一面的に取り上げ思考してゆくよりも、生徒が多様な価値や情報を使って、議論を行い、意見表明をする手続きによってこそ、深い思考と多様な見方を学ぶ機会を提供することができる。このような考え方方に立ち、シティズンシップ教育の実践を行ってきた。

報告する授業は、社会の中で活動する代議士と会計士を招き、消費税制度の問題についての見解を説明してもらう。実際社会で政治と納税に携わる人々の意見を直接聞き、議論

² パウロ・フレイレ、小沢有作・楠原彰・柿沼秀雄・伊藤周訳（1979）『被抑圧者の教育学』亜紀書房。

を行う機会を設けることで、教室の中の学びの意義は、直接的なものとして生徒にも意識されるだろう。一般に、授業における知識と思考は、社会的事象の存在を知り、他の諸事象との因果関係や構造を理解することにとどまる。それら、獲得された概念は、社会的経済的活動を行うまで活用することを留保されていることが一般的である。学校という学びの時期は、就学時間が圧倒的に多く、社会に出るまでの準備期として社会的には理解されている。そのため、豊富な知識の習得や学習の機会には恵まれる時期であるものの、社会との接点は希薄である。よって、生徒たちは、その知識が、いつ、どのようななかたちで活用されるかも理解できない状態に置かれている。

しかしながら、価値判断を迫られる状況に置かれるならば、生徒たちは積極的に何らかの利害を意識せざるを得ないだろう。そのため、矛盾や不利益というものを、正義または正当性という概念を用いて、公平性、公益性といった概念を理解するようになるだろう。その際、留意すべき視点は、社会における一員としてという位置づけは、重要な要素として意識すべきであろう。そのため、私たちが日常的に直面する利害については、排他的に個人に帰すべき類の性質にあるものか、共同的な利害として意識すべきものか、しっかりと問うことが必要である。それは、自由な独立した個人という存在と、国家社会の構成員としての存在、または両者の互恵的な関係性について、考察することになる。具体的には、家計、地域経済、国民経済、国際経済という枠組みを意識することである。こうした議論は、社会における当事者の意見と対峙することから、社会との空間的な障壁が教室の中に取り入れられ、一元化されることでその実現が高くなると考えられる。

そのため、論争的な議論を生起させるには、異質で多様な意見を準備することが条件となる。消費税増税議論と消費税制度をテーマに議論するならば、本制度についての意見も多様な意見が生徒にもたらされることを期待できるように準備を進めなくてはならない。³

そこで、政治に携わる代議士は、現政権政党の自民党と前政権政党の民主党、これに加えて共産党に依頼した。自民党は消費税制度を導入した政党であり、民主党は同制度を継承した政党である。両政党は、増税にも積極的である。共産党は、消費税に一貫して反対しており、とりわけ消費税増税に反対している。これに加え、会計士は、政治政策を担う仕事ではないが、企業の立場から、あるいは納税申告を支援する立場から、あるいはさまざまな顧客の会計事務に携わることから、実務的側面より公平性を捉えていると考えられる。よって、政治に携わる代議士が理解する公平性とは、異なる立場にあることが予想される。

授業では、生徒に対する問い合わせを代議士、会計士にも回答してもらう。そこから議論となる課題を生成させ、社会問題を共同して思考する方向を持って行く計画を立て、生徒が社会の決定に参加する状況をつくり出すことができると考えた。

3 授業計画

本節では、授業の計画をさらに詳細にわたって記述する。まずは、授業計画について、まとめた詳細を以下に示す。本稿の報告は、以下の（3）指導計画の⑤に該当する。

³ 竹川慎哉（2010）『批判的リテラシーの教育—オーストラリア・アメリカにおける現実と課題—』明石書店。

(1) 単元

税制と政治

(2) 学習目標

税に関する諸制度は細部にわたるまで、政治的な意味が含まれていることを理解する。個々の課題について検討する際、税制度の本質的性格あるいはあり方（税負担の公平性の問題など）と、国民が目指そうとする将来的な国のかたちを財政のあり方に位置づけ、検討する力を養う。

(3) 指導計画

- ①小さな政府という選択
- ②福祉国家～チャーチルからサッチャーへ
- ③福祉国家～スウェーデンの理念と現状
- ④消費税のしくみ1～間接税のしくみ
- ⑤消費税のしくみ2～簡易課税制度の問題 <本時>
- ⑥消費税のしくみ3～非課税事業者
- ⑦所得税のしくみ
- ⑧所得税率の変遷
- ⑨法人税と世界経済

(4) 本時の学習目標

税制度の本質的性格あるいはあり方をベースに、消費税制度の問題点を考える。

簡易課税制度の問題は、「益税」の発生である。こうした方法が、なぜ制度として存続しているのか考える。

(5) 生徒所見

授業については活発に取り組むクラスである。男女の仲もよく、グループ活動も積極的に行う。疑問点について他者に質問を行う際も、抵抗なく行うことができる。そのことによるコンプレックスも発生しない。但し、理解は肯定的な思考にウェイトを置いている生徒が多く、批判的な思考に関しては教員に依存しがちであり、つまりは教員の考え方へ従順な生徒が多い。

(6) 教材について・指導上の工夫

協同して学習に取り組める資料を用意し、取り上げる簡易課税制度を用いて実際にモデル帳簿を用意し算出してみる。一般的な方法で算出した場合とどのような違いが生じるのか理解し、どのような制度を採用しなければならない事情と制度としての諸課題について、税制の理念からアプローチできるよう工夫する。

* ゲストの討論参加

政治家、税理士を教室に迎え、消費税制度についての議論を行う。

また、今後の制度改正についての提案、あるいは実効性について議論する。

4 授業の詳細

授業の前半では、事業者が一般的な納税額の算出を用いた場合と簡易課税制度を使って算出した場合とでは、納税額が、消費者が負担した消費税額と一致しない点を検討する。

いわゆる「益税」の発生を探ることから始まる。代議士 3 名と会計士 1 名が、この問題をどのように理解し、この制度についてどのような見解をもっているのか述べてもらう。授業では、議論に入る前に以下の資料を生徒と、代議士 3 名と会計士 1 名、教員が、問題提起として以下の資料を読む。

「8割の事業者に「益税」　消費税の簡易課税で、検査院指摘」（以上、記事見出し）、「消費税の簡易課税制度について、会計検査院が制度を利用した中小企業など 4699 事業者を検査したところ、79.6% の 3742 事業者で、税金の一部が事業者の手元に残る「益税」が発生していたことが 4 日、分かった。益税は推計で総額 21 億 7647 万円に上る。検査院は「現行制度のまま税率が上がれば益税が増えると懸念される」として、検査結果を内閣と国会に報告した。消費税は、事業者が販売時に受領した税額から、商品の仕入れ時に支払った税額を差し引いて納付する。事務負担の軽減のため、売上高が年 5 千万円以下の事業者には簡易課税制度が設けられ、売上高の 50~90% を仕入れ額とみなして税額を計算できる。みなしひ入れ率が実際よりも高ければ、納税額は少なくなる。簡易課税制度は法人で 3 割、個人事業者で 6 割が利用。検査院が 2010 年に制度を利用した事業者の決算書を調べたところ、卸売業（みなしひ入れ率 90%）や小売業（同 80%）など 5 つに区分される全業種で、みなしひ入れ率が実際の仕入れ率の平均より高かった。設立 2 年以内の法人は売上高に関係なく制度を利用でき、売上高 5 億円超の 12 社も制度を利用していた。いずれも吸収分割などで親会社の事業を引き継いだ子会社で、うち 11 社で計 3 億 5495 万円の益税が発生した。8 月に成立した消費増税法ではみなしひ入れ率を見直すとしており、財務省が検討している。（日本経済新聞（2012/10/4 23:22））（以上、記事本文）。

後半では、生徒たちは、この制度の是非がどのような立場から述べられているのか、あるいはどのような意見が公正なのかを検討する。最後は、個々の生徒が制度の是非を判断する。以下は、当該授業 1 時間にについての作成した学習指導案である。

学習指導案の展開表

	学習事項	学習活動	留意事項
導入 10 分	活動内容の確認	帳簿から納税額を、消費者の負担額をそれぞれ計算する。 消費税負担額と納税額の金額を確認する。	前回の復習を帳簿上の計算という方法で取り組む。状況に対応できない生徒が存在する可能性があるため、活動方法の支援に配慮する。
展開 1 20 分	簡易課税制度の適用による納税額に計算	簡易課税制度を適用した場合、納税額はどのような金額になるのか、帳簿から納税額を、消費者の負担額をそれぞれ計算する。 消費税負担額と納税額の金額を確認する。	グループで検討した内容を全体で確認する。 簡易課税制度では、納税額が消費者の負担額より少ない状況が生じる可能性がある。その差額が流通過程の中のどこに向かったのかを検討させる。

	簡易課税制度の問題点の検討	簡易課税制度の問題点を検討し、消費税制度の課題を確認する。	
展開 2 15 分	「益税」の発生についての議論	<p>「益税」の概念の確認を行う。</p> <p>資料から益税が社会全体でどれくらいの規模なのか確認し、制度との関係からその理由について理解する。</p> <p>簡易課税制度の設置の理由、と存続されている理由について確認し、議論を行う。</p>	<p>シティズンシップの学習では、制度や概念には政治性が反映していると理解されている。この制度が、どのような政治性を反映しているのか、浮き彫りになるよう配慮する。</p> <p>ゲストの討論参加の時間に移る。</p>
まとめ 5 分	本日の授業についての整理	簡易課税制度に対する意見、課題について、政治的な面から検討、整理する。	全授業から、継続した単元である税制度の視点から学ぶことができたかどうかが反映されるため、まとめには授業の視点を反映できるよう留意する。

5 生徒の活動概要と状況

(1) 前半部の作業

1 グループは、4人で構成されている。以下の資料 A から D は、各グループに 1 セットとして配付された 4 枚のワーク・シートである。グループのメンバーが、4枚のうちいづれかのワーク・シートを割り当てられ、事業者の納税額と消費者の消費税負担額を計算する。計算が正しく行われているかは、グループ 4 人で手続きや解答の結果を確認しながら、確認を進めてゆく。

今回は、3つの事業者の帳簿と1つの家計簿から、税の納税が適正になされているかを確認し、簡易課税制度を活用して各事業者が納税額を計算し、その場合の納税額の値にどのような変化が生じるのか、検証して行こうとするものである。

同制度は、「見なし仕入率」を活用して、事業者が仕入れに一時的に負担した消費税額を算出しようとするものである。それは、売上高に対し仕入を一定の割合とみなして計算する方法であり、売上さえ算出されれば仕入高を簡単に計算できるものである。それらは業種によって、設定された割合が異なり、卸売業は 90%、小売業は 80%、製造業は 70%、サービス業は 50%、その他は 60% となっている。

先にも説明したように、同制度による事業者の納税額は、消費者の消費税負担額と照合した場合、消費者の負担の一部は国に納税されない状況が生じる。簡易課税制度を用いることは、消費者が負担したはずの金額が国に納税されないという課題が生じる。そして、この国に届かなかった消費者の負担額は、どこに流れているのかを探求する。この問題は周知されているべき問題である。政府と国民の契約と考えた場合、不利益を被る者と利益を預かる者を生成させるという理解が一般的になされるだろう。しかし、この制度は、ある意図があって定められた、国家が公認した制度である。その背景には、どのような課題

が存在していたからなのか、理解することも重要である。生徒はワーク・シートを使って、2通りの計算を行い、その結果を検討する。

また、前回の消費税制度で用いた、流通過程を概観できるワーク・シートを用意する。生徒は、帳簿から納税額を算出した経験がない。本時の授業で帳簿から算出する手続きに慣れないことを予想して、前回の活動と照合できるよう準備をした。それが、ワーク・シートの、「流通過程における消費税納税のしくみ1 <通常の場合>」と「流通過程における消費税納税のしくみ2 <簡易課税制度を適用した場合>」である。帳簿のワーク・シートAからDは、流通過程の業者あるいは消費者の家計簿に対応している。

ワーク・シートA

A社帳簿（製造業）

(単位：万円)

日付	勘定科目	適用	入金	出金	残高
6/6	売上	商品A販売	1,000		1,000
6/6	売上	商品B販売	1,000		2,000
6/6	売上	商品C販売	200		2,200
6/6	売上	商品D販売	200		2,400
6/25	給与支払	従業員給与払い		2,400	0

<課題1>国に納める消費税の納税額を算出してみよう。

<課題2>簡易課税制度による消費税の納税額を算出してみよう。

<課題3>簡易課税制度の問題点を整理しよう。

ワーク・シートB

B社帳簿（製造業）

(単位：万円)

日付	勘定科目	適用	入金	出金	残高
5/30	借入	銀行より借入	3,600		3,600
6/6	仕入	A社より原材料の購入		2,400	1,200
6/25	給与支払	従業員給与払い		1,200	0
7/7	売上	C社への商品の販売	3,600		3,600
7/8	返済	銀行への返済		3,600	0

<課題1>国に納める消費税の納税額を算出してみよう。

<課題2>簡易課税制度による消費税の納税額を算出してみよう。

<課題3>簡易課税制度の問題点を整理しよう。

ワーク・シートC

C社帳簿（小売業）

(単位：万円)

日付	勘定科目	適用	入金	出金	残高
9/1	借入	銀行より借入	4,000		4,000
9/9	仕入	B社より商品の仕入		3,600	400
9/10	売上	商品Zの販売	1,000		1,400

9／11	売上	商品Zの販売	1, 000		2, 400
9／12	売上	商品Zの販売	1, 000		3, 400
9／13	売上	商品Zの販売	1, 000		4, 400
9／14	売上	商品Zの販売	1, 000		5, 400
9／15	返済	銀行への返済		4, 000	1, 400
9／25	給与支払			1, 400	0

<課題1>国に納める消費税の納税額を算出してみよう。

<課題2>簡易課税制度による消費税の納税額を算出してみよう。

<課題3>簡易課税制度の問題点を整理しよう。

ワーク・シートD

Dさん

(単位:万円)

日付	項目1	項目2	収入	支出	残高
8／25	給与		30		30
9／14	C社	商品Z		1	29

<課題1>Dさんが、負担する消費税額を算出してみよう。

<課題2>小売店C社で5000個の購買があった場合、Dさんを含めた5000人分がC社に支払った消費税額を算出してみよう。

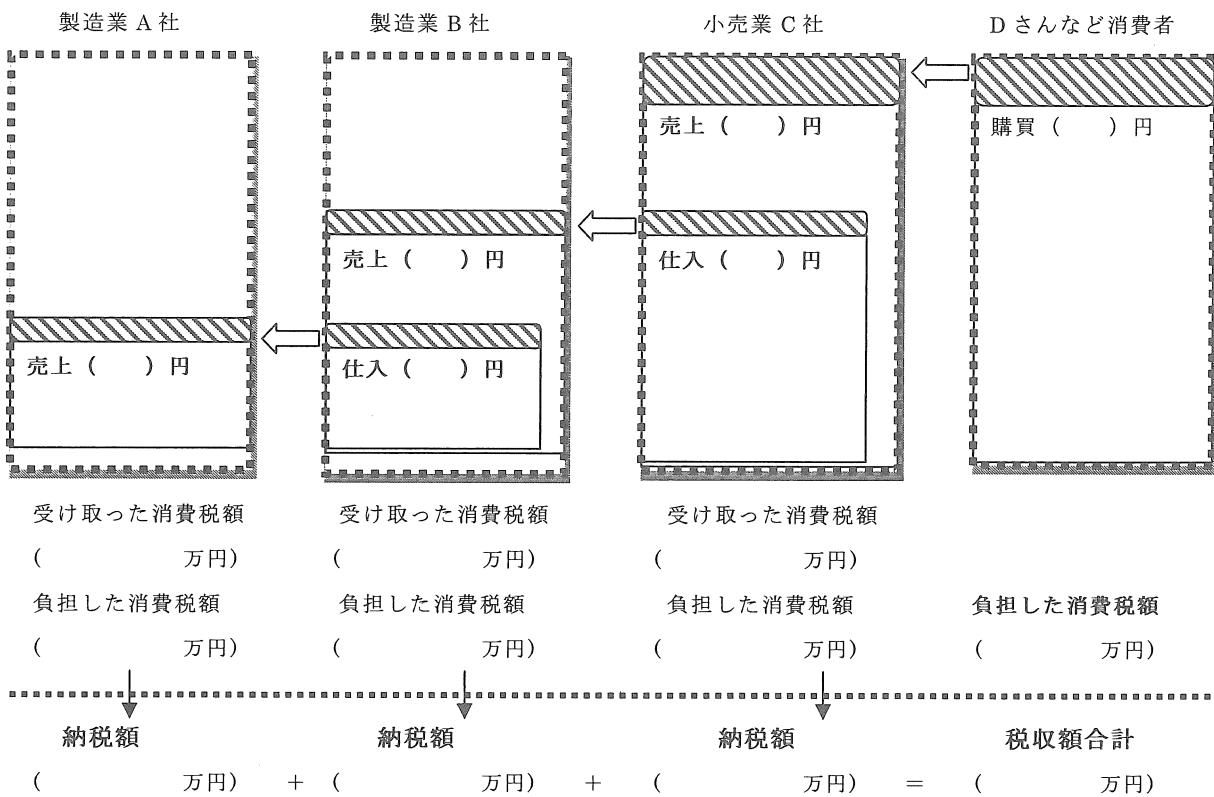
<課題3>簡易課税制度の問題点を整理しよう。

このような「益税」の問題は、増税後はその規模が膨らむという指摘がなされている。報道された新聞紙面を読み、「益税」の問題について検討する段階へと進む。

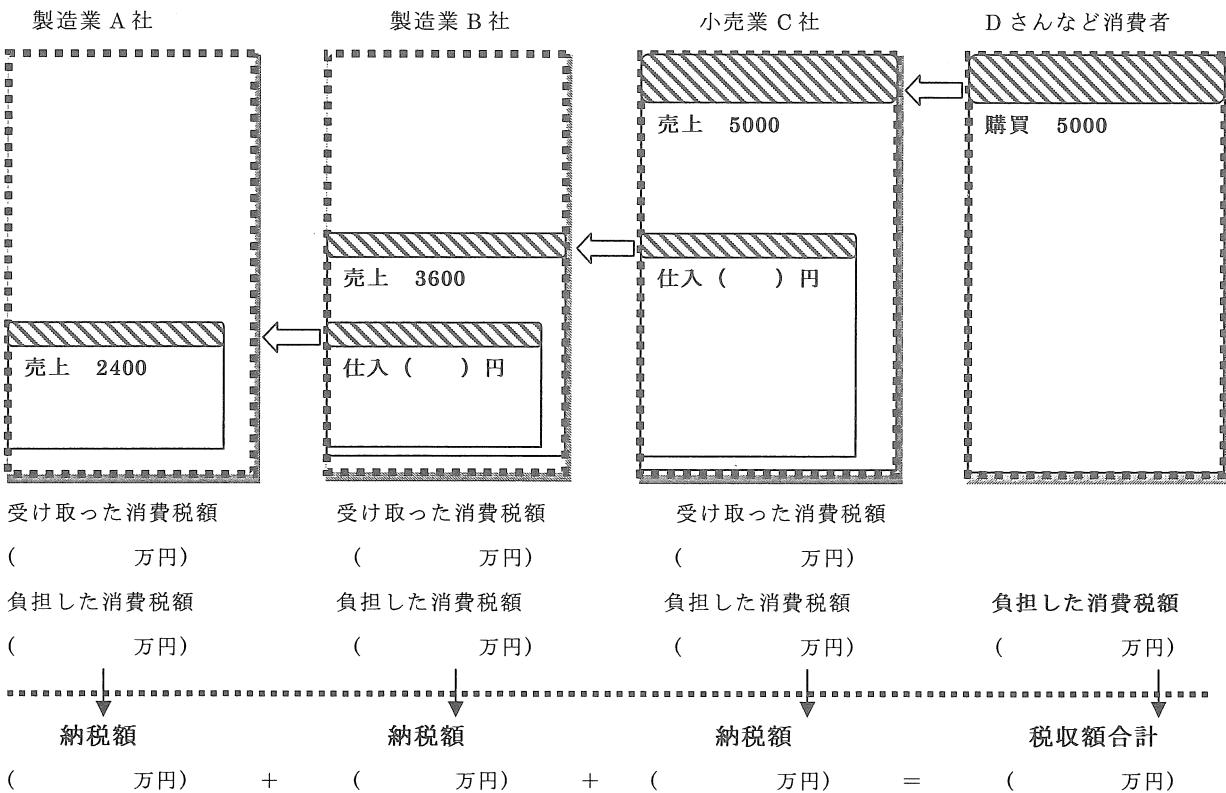
生徒の活動状況は、グループ間の課題の作業は目的の確認と思考および理解において、グループ内のメンバーの間で補完的に進められていたが、教員の予想を超えて理解までには時間がかかっていた。生徒の活動に対する教員の支援は、通常より多くのグループで必要としていた。但し、最終的な本時の授業の焦点となる問題の把握については、生徒全員の理解は、概ね良好であった。この前半部の課題については、後に検討する。

ワーク・シート

流通過程における消費税納税のしくみ 1 <通常の場合>



流通過程における消費税納税のしくみ 2 <簡易課税制度を適用した場合>



(2) 後半部の議論

本授業の目的の中には、社会の中に存在する制度はある価値をもって決められたものであり、その意義はどのようなものか理解しなければならない点がある。他方、その制度の問題を指摘する人々は、社会における制度がどのような価値を含んでいなければならないか、そしてその価値と比べてどのような点が見直されなければならないのか、意見を有しているはずである。教室に4人のゲストを迎えていた。

先に述べたが、前半の作業の課題は、消費税制度における「見なし仕入れ」の算出が実際の仕入れよりも多い場合、事業者の帳簿上の消費税負担が実際よりも多く発生したとなる点である。そのため、当該事業者が、消費税を実際よりも多く負担した金額が帳簿上に計上されることになる。

この「益税」は、消費者が税として支払ったという認識を持っているにもかかわらず、国庫には届いていないという実態をどのように考えるのかという課題、さらには消費税増税に伴う益税の拡大が懸念されていることについて、どのように考えるのかという課題である。それらを具体的な問い合わせとして置き換えれば、第1に生徒は、まずこの計算結果をどのように受け止めるのか、第2に、消費税は増税されるべきなのか、第3に、この簡易課税制度は制度として継続させることは望ましいことなのか、以上3点となる。

授業計画は、最終的に、この議論を経て、消費税増税について何らかの意思表示を生徒が行う。しかし、実際、授業時間を前半に大きくかけたため、グループでの検討作業を行う時間すらも確保できない状態となった。生徒に質問や意見を求めたが、残念ながら、ここで発言する生徒はなかった。事前にこうした状況も予測し、生徒の投票活動を計画していた。本時では、参加生徒全員が意思表示できる環境を準備し、それをもとに議論に入るという方法をとった。

今回は、ホワイトボード上に全員の意思がどのような分布をとるか視覚化する環境を用意し、検討可能な状態を準備した。具体的には、生徒の番号を付けたマグネットを用意し、授業で何度か試みたように、課題をマトリックスとして図示し、そこに生徒が投票するようにした。まずは、議論がどのように進み、あるいは生徒の課題認識がどのような問となって表れるかを概観する。まずは、ゲストの見解を以下に記す。それぞれが、授業で述べたものの要約である。

(イ) 代議士（民主党）

簡易課税制度が適用されている理由として、基本的には課税所得額が5000万円以下となっているので、それらの事業者の従業員の数は2人から3人くらいになると思う。このような帳簿をつけるとなると、会計を管理する従業員が1人は必要になってくる。それは、零細事業者にとって、経営上の大きな負担になってくる。低所得者への対策という側面から、弱いところに負担をかけないようにした背景がこの政策には反映されている。

(ロ) 代議士（共産党）

消費税制度は、中小企業には実務的にも大変な重い負担がある制度である。民主党の代議士が説明したように、そのような背景から取り入れられた制度であるが、簡易課税制度に矛盾があるのも事実である。私たちには、しきみのあり方と実際の経済の両方を見ることが必要である。私

は、「益税」という言葉自体に疑問を持っている。それは、中小企業の6割以上が納税すべき申告額に達しておらず、納税の滞納事業者が増えている。課税所得額が5000万円として、そこから人件費、光熱費、運搬費、社会保険料を差し引かれた決算は赤字となる事業者が増えている。消費税制度そのものが成り立たなくなっている。つまり、消費税制度が問題。売り上げの少ない事業者には負担が多いのが実情である。

(ハ) 代議士（自民党）

税というのは、公共のサービスを得る対価として支払わなければならないものである。税が納入されるということは、サービスを得るためにあり、そこに国民がどのように負担をすべきなのかという問題が生じてくる。消費税はそのかたちの一つである。私は、消費税を納税するために事業者に大きな経費をかけさせるのはどうかと考える。仮に、1400万円の納税をするために、会計に100万円、200万円というお金をかけるのは、よくない。その経費をかけないようにするのが、簡易課税制度である。例えば、小売業の場合は、見なし仕入れ率は80%になっている。経済産業省の小売にかかる仕入れの経費は、統計上は平均73%となっている。よって、実体に合った見なし仕入れ率に見直すことが必要である。現在、政府も同じように考えている。

(二) 税理士

消費税制度は、平成元年に導入された。当時は、コンピュータで会計を処理するということは普及していなかった。よって、簡易課税制度は、事業者負担の軽減のために有効に作用すると考えられていた。今は、簡易課税制度を利用するかどうかについて、事業者が選択を行うことができるが、事務負担を楽にしよう、または負担をすることは問題がないという点で選択をしているわけではない。簡易課税制度を導入するかどうかは、どちらの方が経済的に得をするかという点で選択が行われているのが実情である。簡易課税制度を導入して、仕入れ率が実際よりも高くなるか低くなるか、どれくらいの利益が発生するのかというところで選択されている。多くの人は、コンピュータの導入でしっかりと計算を行っている。手で計算してもそれほど大変ではない。帳簿をつけることは、事業者に義務付けられており、それをしないで作業が大変であるというのはおかしなことで、私は簡易課税制度を見直してもよいと考える。

6 検討課題

以上、授業過程の報告を行ったが、当初の授業計画では学習目標を、税に関する諸制度は細部にわたるまで、政治的な意味が含まれていることを理解すること、個々の課題について検討する際、税制度の本質的性格あるいはあり方（税負担の公平性の問題など）と照らし検討すること、国民が目指そうとする将来的な国の大姿を財政のあり方の中に位置づけ、検討すること、以上の「力を養う」ことが目指されていた（前記の3の（2）授業目標を参照）。個別的な目標としては、簡易課税制度が、益税が発生するにもかかわらず、こうした制度がなぜ存続しているのか考えることであった（前記の3の（4）授業目標を参照）。

前にも述べたが、本授業では、現実の論争的課題を授業で取り上げ、多様な意見を参考に、あるいは生徒の多様な意見から、議論を行う形式をとるべき授業であった。そのため、生徒が価値判断をさまざまな授業場面で行うことを前提に、そのための知識の収集、活用とさらには概念の構築と修正がなされる点にあった。

本稿の報告の着眼は、実際社会で活動する人々を教室に招き、ともに政策について論議を行おうとした一連の授業についての記述である。即ち、こうした社会で活動する人々を教室に招くことが、生徒の認識や活動に何らかの変化を与え、しかも有益な方法となっているかどうかが、検討のポイントとなる。クラスの特徴、そこに集う生徒の特徴は、前にも述べたが決してプラスな点ばかりではない。勿論、授業については活発に取り組むクラスであるが、説明を理解する場合には肯定的に思考する生徒が多いことや、批判的な思考に関しては教員に依存している生徒が多い点に特徴があった。こうしたクラスの特徴に対し、多角的な視点から事象を考えることは有益であると考えられる。付随して、この消費税制度、とりわけ簡易課税制度が、将来的な増税論議の検討と税と歳出にかかる財政政策の諸問題としての少子高齢化にかかる諸課題として、この制度をどのように考えてゆくという点が議論の焦点となりうるため、生徒にとって切実な話題となる。

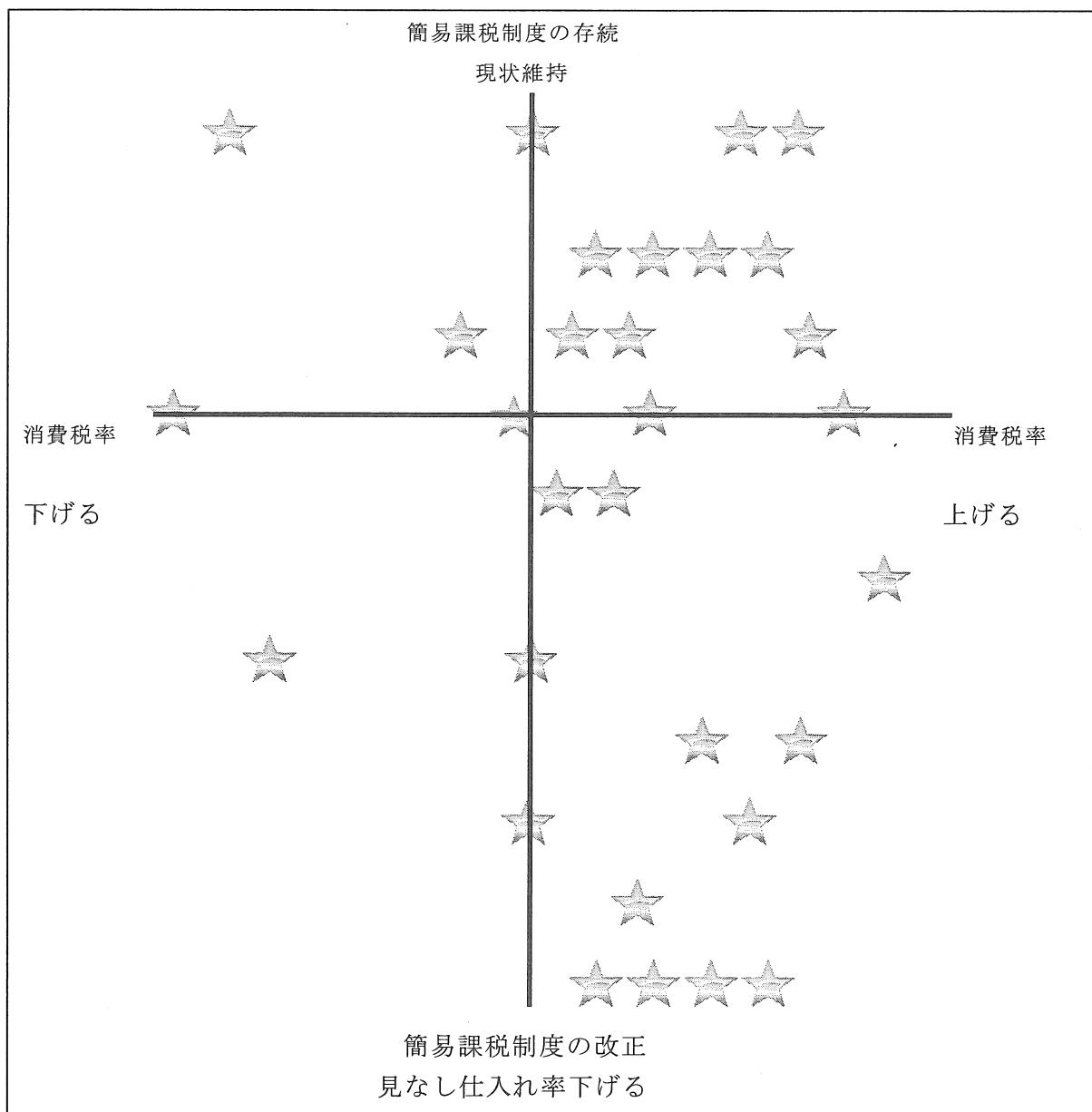
以上の点をふまえ、授業の検討を行いたい。社会における一員として、積極的に価値判断を迫られる状況におかれるならば、生徒たちは何らかの利害を意識せざるを得ない。そのため、矛盾や不利益というものを、正義または正当性という概念を用いて、公平性、公益性といった概念を理解できるかどうかである。以下に示すのは、授業の最後に投票活動を行った際の結果である。

結果は、消費税の税率を上げるという意見が多かった。簡易課税制度の現状維持を支持する生徒と簡易課税制度の見なし仕入れ率の現行割合の見直しを支持する生徒の数が拮抗している。縦と横軸の上に回答するなど、回答を決めかねる生徒も多い。この回答から考える場合、生徒がゲストの意見を取り入れていることは明らかである。公共的な利益としては、国庫の財源不足と将来の見通しについて考えるならば、増税は必要と考えているのだろう。

もう一つの課題としては、零細事業者の救済という課題が、ゲストから指摘があった。その結果、消費者が税を負担し、それが決して完全に国庫に納税されなくても、経済の実体としては仕方がないという意見に生徒は賛同したと考えられる。他方、現実の統計上の仕入れ率から、見なし仕入れ率が乖離しているという意見を支持した生徒も多かったと考えることもできる。そして、この簡易課税制度廃止を支持した生徒は、消費税制度廃止を含めると4名しか存在しなかった。

ここで数人の生徒に意見を尋ねたが、どの観点からこの問題を捉えているかという点では、明確に説明することができた。このような社会で活動する人々が、各自の考え方を持ち、それらはある基準から考えられた公正さを思考しているということが生徒には実感ができたと考えられる。その場合、教員が、批判的あるいは肯定的な考え方を提示するよりも、多様な意見を議論の場に取り上げる方法としてはたらきかけを行うファシリテーター役に従事することの方が、授業を展開するにあたっては有効であったと考えられる。

しかし、授業はそれ以上の課題追求に生徒を期待していたため、50分の授業では生徒に与えた目標設定には不十分な点が残った。現段階では、生徒は何を優先順位に考えて、簡易課税制度の問題を解決したらよいのかという段階までは達している。この問題は、公平性について考える問題が存在する一方で、社会的な弱者に対する課題の理解と検討という問題である。つまり、両者を一つのフィールドで思考する課題が残されているといえる。



その他

簡易課税制度廃止



消費税制度の廃止



こうした授業を計画した際、50分という授業では短く、90分から100分の時間が与えられることができればという期待がある。即ち、第1に、生徒が投票活動を行う前に、グループでの討論を10分程度できること、生徒の活動はより積極的になると見えるからであり、意見交換は十分に行えただろうと考えられるからである。